

# 令和6年3月新規高校卒業生採用のための

## 求人説明

### 目次

- 1 はじめに
- 2 遵守事項
- 3 年間スケジュール
- 4 求人申込書（高卒）作成について
- 5 求人内容についての留意事項
- 6 高卒採用のルール
- 7 公正な採用選考について
- 8 よくある質問
- 9 ユースエール認定について

## 「学生」から「社会人」へ…

新規学卒者にとりましては、「就職」は学校生活から巣立ち、新たに社会人として職業生活に移行する人生の一大転機であるとともに、その後の社会生活にも大きな影響を与えるものです。

各企業の皆様におかれましてはこれまで同様、募集・採用活動の秩序維持にご協力いただきますとともに一人でも多くの新規学校卒業者が安定した職業生活を送れますようご尽力お願い申し上げます。

### 重要

#### 募集の中止、募集人員の削減を行わない！

新規学卒求人への申込みの際には、採用計画に基づき、  
学歴ごとに確実に採用できる求人数での募集を行って下さい。

「大卒者の方や中途者の方を採用したため、高卒者の募集を中止する、人員を削減する」といった事はできません。

やむを得ず、募集の中止・人員の削減を行おうとする事業主は、所定の様式により、ハローワーク及び学校長に通知することが必要となります。

#### 採用内定取消し、入職時期の繰下げを行わない！

採用内定取消しや入職時期の繰下げは対象となった学生、生徒並びに家族に対して計り知れない衝撃と失望を与えることになる重大な問題です。

的確な採用計画に基づいた募集・採用を行っていただくとともに、決してこのような事態に至らぬよう最大限の対策と努力を講じていただくようお願いいたします。

# 3 年間スケジュール

日 程	高 校
6 月 1 日	高卒用求人申込書による安定所求人受付開始
7 月 1 日	求人公開 事業所による学校への求人連絡、学校訪問
7 月 3 日	高卒用求人 of 返戻 (7月1日が土曜日のため7月3日月曜日より開始)
9 月 5 日	高校から「統一応募書類」を事業所へ送付
9 月 1 6 日	選考開始 (選考後は内定可)
1 0 月 1 日	一人二社まで応募・推薦可
就 業 開 始 日	原則 令和6年4月1日 ※卒業式の翌日以降であれば可

※神奈川県での取り決めとなります。他都道府県においては、日程に違いがあります。

**7月3日以降** 確認印を押印した高卒求人票を返戻します。

事務処理の都合上、**7月3日**に返戻希望の場合は**6月23日まで**に求人の申込みをお願いします。

# 4 高卒求人作成について

※求人申込書記入前に必ず、「求人申込書(高卒)の書き方のポイント」をお読みください。

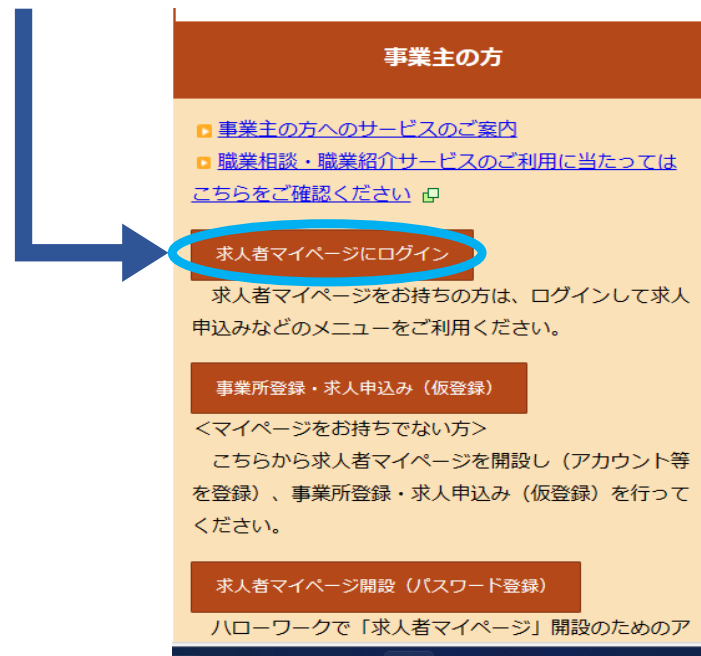
## ■ハローワークインターネットサービスの求人者マイページより申し込みください

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp>

ハローワークインターネットサービス



求人申込後において、**求人者マイページから高卒求人票の訂正・変更はできません。**  
訂正・変更がある場合はハローワークに連絡してください。  
できる限り、労働条件の変更はしないようにお願いします。



## ■求人者マイページの開設についてはハローワーク相模原HPからできます。P13参照

## ■操作については、「求人者マイページ操作ガイドブック」を参考にしてください。

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/kyuujin\\_mp\\_guidebook.pdf](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/kyuujin_mp_guidebook.pdf)

求人者マイページ操作ガイドブック

# 5 求人内容についての留意事項①

求人を作成するにあたり下記の内容に特にご注意ください。

## (1) 仕事の内容

働いているイメージが湧くように具体的に記入しましょう。

(生徒が最も重要視する項目の1つです！)

## (2) 屋内の受動喫煙対策

令和2年4月1日より改正健康増進法における受動喫煙防止措置義務が課される施設については、屋内での受動喫煙対策が必要。施されていない場合は求人受理できません。

## (3) 試用期間

試用期間「あり」とした場合は、

補足事項欄に必ず「試用期間〇ヶ月」と記入してください。

試用期間中の条件が異なる場合は、あわせて補足事項欄にご記入ください。

## (4) 既卒者・中退者等の応募可否

高校既卒者や中退者の応募の可否を記入

**※既卒応募が可の場合、卒業後概ね何年以内まで応募可能かを記入**

# 5 求人内容についての留意事項②

## (5)就業場所・時間外労働・休日等

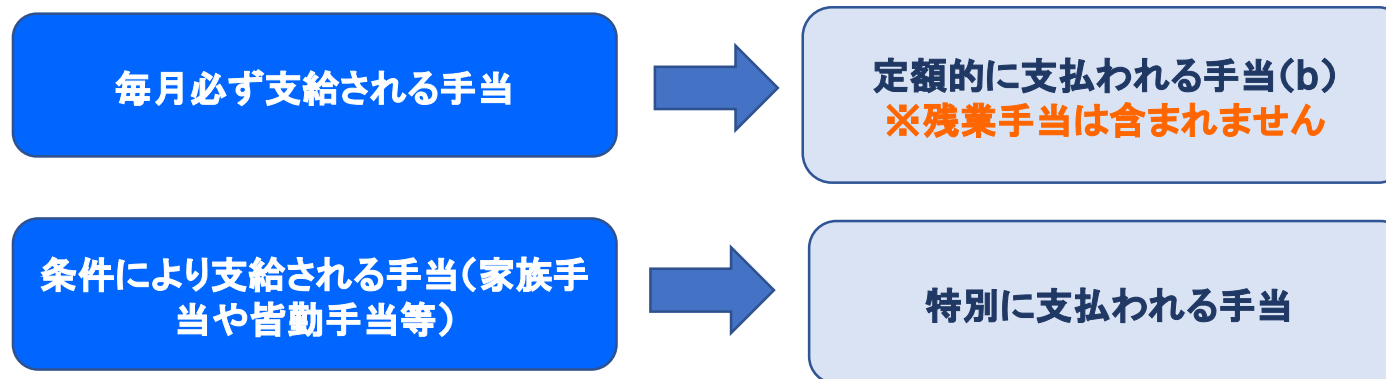
※必ず就業規則や36協定を確認して記入してください

原則として労働時間は休憩時間を除いて1週間40時間以内、1日8時間以内です。

月平均残業時間は30時間、1年単位変形労働時間は27時間まで(例外有)

## (6)賃金・手当欄

※基本給に手当を含めないでください！



・固定残業代制を採用している場合は、

「固定残業代」欄に金額と、「固定残業代に関する特記事項」に

「時間外手当は時間外労働の有無にかかわらず、固定残業代として支給し、

○時間を超える時間外労働は追加で支給」と記入

※固定残業代の算出根拠(計算式)は明確にしてください。

# 5 求人内容についての留意事項③

## (7)「受付期間」「選考日」

- ・受付開始日は**9月 5日以降**
- ・選考開始日は**9月16日以降**

## (8)「複数応募」

- ・複数応募の可否、可の場合 受付開始日を記入
- ・受付開始日は**10月1日以降**(神奈川県)

## (9)「補足事項」「求人条件にかかる特記事項」

- ・各欄に記入しきれなかった内容や応募上の注意事項等を記入

## (10)「青少年雇用情報」

- ・可能な限り全ての項目を記入
- ・企業の募集・採用に関する情報欄の年度は令和4年度(前年度)、令和3年度(2年度前)、令和2年度(3年度前)になります。



# 6 高卒採用のルール

## ■「一人一社制」

神奈川県高等学校就職問題検討会議の申し合わせにより、  
生徒は**9月30日**までは1人1社の応募・推薦、**10月1日**以降は1人2社までの  
応募・推薦となります

## ■「応募書類」

選考に用いる応募書類は、「**全国高等学校統一用紙**」以外のものは使用できません

## ■「選考試験」

書類選考のみで不採用にすることなく、**面接試験等を実施**してください

## ■「選考通知」

企業は、学校及び生徒に**文書で通知**してください(両方学校宛に送付)  
また、不採用の場合、応募書類を学校に返却してください

## ■「採用決定者への連絡」

内定後であっても、本人との連絡は学校を通してください

## ■「就業開始について」

就業開始(実習、研修を含む)は、**卒業日の翌日以降**としてください。  
できり限り令和6年4月1日以降(但し、卒業式の翌日以降であれば可)

# 7 公正採用選考について

\* 詳細については「公正な採用選考をめざして」の冊子をお読みください

## 【基本的な考え方】

- ・応募者の基本的な人権を尊重すること
- ・応募者の適性・能力のみを基準とした採用選考を行うこと
- ・適性や能力に関係のない事項を把握しないこと
- ・応募者に広く門戸を開くこと

## 公正な採用選考のために

\* 適性・能力のみによる採用基準の明確化

\* 面接担当者全員が採用選考を実行できる社内体制の確立

\* 定められた応募様式の使用

新規中卒者…「職業相談票(乙)」

新規高卒者…「全国高等学校統一様式」

## 8 よくある質問

### Q1 学校には直接訪問は可能ですか

訪問を希望する場合は必ず事前に各学校の就職担当教諭へ連絡してください。

学校に求人票を提出する際は、**公共職業安定所の確認印がある高卒求人票**を使用してください。

(求人票は7月3日以降に原本を返戻するのでコピーをして学校に提出してください。)

### Q2 求人票のインターネットによる公開について教えてください

「事業所名を含む求人情報を公開する」を希望した高卒求人は、

**高卒就職情報WEB提供サービス**で**全国の高校**にインターネット公開します。

URL [https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/cont/job\\_offer.html](https://koukou.gakusei.hellowork.mhlw.go.jp/cont/job_offer.html)



### Q3 応募前職場見学について教えてください

応募前職場見学は、生徒が応募先企業を選択する際の手助けとなりますので、ご協力お願いします。見学の際は**採用選考に直接つながる質問**などは行わないようにお願いします。

# 9 ユースエール認定制度

## 優良な中小企業の認定制度について

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業(常時雇用する労働者が300人以下の事業主)を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「**ユースエール認定企業**」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、**求職中の若者とのマッチング**向上を図ります。

認定企業となるには各都道府県へ申請が必要です

### 【ユースエール認定に関するお問い合わせ先】

神奈川県労働局 職業安定課 若年対策係

MAIL: gakuotsujakunen-kanagawakyoku.7u3@mhlw.go.jp

TEL: 045-650-2800 ユースエール担当 件名に「ユースエール問い合わせの件」とご記入下さい

有休休暇の年平均の取得日数が  
**10日以上!**  
または、  
年平均の取得率が  
**70%以上!**

月平均の  
所定外労働時間  
**20時間以下!**  
かつ、月平均の  
法定時間外労働  
**60時間以上の**  
正社員0人!

新卒者などの  
離職率が**20%**  
**以下!**

認定を受けるとこの  
マークが使用できます



「ユースエール認定企業」を探し、  
日本全国を旅する白クマ。

ユースエール紹介の  
動画はこちらから

